

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	愛媛県教育委員会
指定したモデル地域名	東予地域

概 要

モデル地域の構成（平成 27 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
愛媛県	高等学校 19 校、中等教育学校 1 校（いずれもモデル地域内） 特別支援学校 9 校（全県）
四国中央市	幼稚園 7 園、小学校 19 校、中学校 7 校
新居浜市	幼稚園 2 園、小学校 17 校、中学校 12 校
西条市	幼稚園 6 園、小学校 25 校、中学校 10 校
今治市	幼稚園 2 園、小学校 26 校、中学校 15 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本事業のモデル地域となる東予地域は、4 市 1 町（本事業では 4 市を指定）で構成され、それぞれが発達支援センター等を設けるなど、行政がいち早く体制整備を行ってきた地域である。また、相談支援ファイルの活用や巡回相談員による教育相談、関係部局・機関と教育委員会との連携など、乳幼児期を含む早期からの一貫した支援体制が確立している。このことから特別支援学校での専門的な教育を希望する者も多く、この地域にある知的障害特別支援学校では、在籍する児童生徒数が急増している。

県教育委員会では、従前より特別支援学校が居住地にある小・中学校で交流及び共同学習を行う「障害児ふれあい体験学習事業」を実施し、全県立特別支援学校で取り組んでいるが、東予地域の平成 26 年度居住地校交流の実施率は、県平均を若干下回っているため、この地域の交流及び共同学習の推進体制を整える必要がある。

また、平成 25 年度からは本事業を受託し、これまで県内 2 地域を順次モデル地域に指定しながら交流及び共同学習の実践研究を進めてきた。最終年度となる 27 年度は東予地域を指定することで、全県における交流及び共同学習の推進を図ることにした。

## 2. 取組の概要

### 【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

#### (1) 合理的配慮協力員の委嘱

特別支援学校児童生徒の居住地校交流を推進するため、学識経験者等、特別支援教育に関する専門性の高い4名の外部専門家を合理的配慮協力員（本事業では、「交流支援アドバイザー」という。）として委嘱し、合理的配慮の提供による交流及び共同学習の充実を図った。

#### (2) 交流及び共同学習運営協議会の開催

障害のある子供が障害のない子供と共に学ぶために必要な合理的配慮の内容について検討するとともに、計画的・組織的な交流及び共同学習の在り方等について協議することを目的に、モデル地域の対象校教員、関係教育事務所及び当該市教育委員会担当者、交流支援アドバイザーを構成員として、年2回開催した。

#### (3) 進捗状況の確認

県教育委員会は、交流及び共同学習の進捗状況を確認し、必要に応じて内容の確認や助言を行った。

#### (4) 交流及び共同学習の理解啓発と成果の周知

交流及び共同学習の推進を図るため、理解啓発リーフレットを作成し、学校及び関係機関等に配布した。また、事業実践と成果を広く普及させるため、成果報告会を開催し、成果報告集を発刊した。

### 【モデル地域内における取組】

#### (1) モデル地域における居住地校交流の実施

県立特別支援学校4校は、対象児童生徒7名の居住地校交流を年3回実施した。実施に当たっては、提供する合理的配慮について本人・保護者との合意形成を図りながら、学級への所属感や仲間意識を高めるための交流及び共同学習を創意工夫して実践し、その成果を検証することにした。

#### (2) 交流支援アドバイザーの活用

対象児童生徒7名の居住地校交流の実施に当たり、交流支援アドバイザーから助言を得た。また、モデル地域内の小・中学校等の体制を整えるため、当該市教育委員会においては、交流支援アドバイザーを講師としてインクルーシブ教育システム構築に向けた研修を開催した。

### 3. 成果及び課題

#### (1) 成果

##### ア 計画的・組織的な交流及び共同学習の実施

事前の協議及び事後の検証の場を設けることで、関係する教員が活動内容や合理的配慮について共通理解して活動に臨むことができた。協議のツールとして指導計画シートを用い、活動の明確化、情報の共有化、そして協議の効率化を図ることができた。また、事後協議においては、実際の活動で提供した合理的配慮について、検証を行うとともに、参観した保護者の評価や対象児童生徒及び交流学級の変容の見取りを行いながら評価することで、次時の課題や内容の調整等を明確にすることができ、系統的に検討できるようになった。

事前協議において検討した合理的配慮を、本人・保護者に事前に説明し、計画について理解を求め、合意形成を図ることで、一層の協力体制を得ることができた。

##### イ 交流及び共同学習及び合理的配慮に関する意識の高まり

市教育委員会特別支援教育担当者を交流及び共同学習運営協議会の構成員とし、その者が、本事業に参画していくことで、交流及び共同学習の意義やその成果、特に交流学級の児童生徒の変容による相互理解の深まり等を確認することができ、地域での教員研修において啓発するなど、交流及び共同学習の推進、合理的配慮の提供に向けた市教育委員会の意識の高揚と実践につながった。

##### ウ 合理的配慮の提供による教育活動の改善

交流支援アドバイザーの活用により、合理的配慮の視点や具体的な支援の在り方等について、専門的な立場から助言を受けることができ、双方教員の知見が広がった。交流支援アドバイザーの助言を得ながら、授業内容を検討し、障害の状態等に応じた合理的配慮を提供することにより、特別支援学校の児童生徒が主体的に活動したり、得意な面を生かして活躍したりする場面が増えた。また、通常の学級の児童生徒においても対象児童生徒に対して、自らが考えてよりよい関わり方をしようとする意識や態度が見られるなど、双方において豊かな人間関係の構築を図っていくことができた。

#### (2) 課題

本事業終了後は、既存の県事業「ふれあい体験学習事業」により引き続き居住地校交流を推進していく。既に推進校として取り組んだ特別支援学校では、居住地校交流で提供した合理的配慮について観点別に整理し、資料としてまとめることで支援の引継ぎとなるツールを確立しようとする取組もある。これにより、指導者が変わっても状況に応じ適切な合理的配慮を提供することができ、また事前の準備においても効率的に合理的配慮の検討ができるものとする。今後、小・中学校における通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習も含めて、好事例の取組について、教員研修等で取り上げるなど啓発をさらに行っていく必要がある。また、副次的な学籍の取扱いや実施回数など、よりよい交流及び共同学習の在り方について検討を図っていく必要がある。